

ご利用までの流れ  
支給決定・サービス利用まで  
(介護給付の場合)

## 相談・申請

- ・市区町村の障害福祉担当窓口や相談支援事業者に相談します
- ・サービスの利用を希望する場合は、市区町村の障害福祉担当窓口申請します



## 障害支援区分認定

### 認定調査

- ・市区町村の認定調査印と面接します
- ・全国共通の質問票により、心身の状況に関する80項目と概況の調査が行われます

### 一次判定

認定調査及び医師の意見書の一部の結果に基づき、コンピューター判定が行われます



### 医師の意見書

・かかりつけ医に申請者の心身の状態、特別な医療などの意見を求めます  
(市区町村が依頼します)



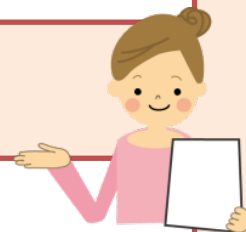
一部

### 二次判定

・一次判定結果、概況調査、医師の意見書などを踏まえ、市区町村審査会で二次判定を行います

### 認定・結果通知

・二次判定の結果に基づき、非該当、区分1から区分6の認定が行われます



## サービス利用意向の聴取、サービス等利用計画案の提出

- ・市区町村から計画案の提出が求められている場合は提出します
- ・サービス等利用計画案は指定特定相談支援事業者が作成しますが、申請者自身による作成も可能です。



## 支給決定

- ・市区町村では、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえて、サービス支給量などを決定し、申請者に通知します

## サービス等利用計画の作成

- ・決定した内容に基づき、指定特定相談支援事業者はサービス等利用計画を作成します 申請者自身による作成も可能です



## サービスの利用開始

- ・申請者は、サービス提供事業所と契約を結び、サービスの利用を開始します
- ・サービスの量や内容等については、利用開始後も一定期間ごとに確認を行い、必要に応じて見直しを行います